独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社　秋田銀行	コード	8343
提出日	2020/6/2	異動（予定）日	2020/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	辻　良之	社外取締役																
2	榊　純一	社外取締役	○										△					有
3	中田　直文	社外取締役																
4	諸橋　正弘	社外取締役	○										△					有
5	小林　憲一	社外取締役	○										△					有
6	面山　恭子	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		
2	榊純一氏は、1980年4月から㈱ＩＨＩに勤務、2012年4月に同社執行役員に就任、2016年4月から2018年3月まで常務執行役員を務めておりました。2018年4月からは同社顧問を務めております。 同社と当行との間には、通常の銀行取引があります。	榊純一氏は、石川島播磨重工業㈱（現㈱ＩＨＩ）に入社し、㈱ＩＨＩ回転機械代表取締役社長を経て㈱ＩＨＩ常務執行役員に就任、現在は㈱ＩＨＩ顧問に就任されておられます。2018年６月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。 こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員としております。
3		
4	諸橋正弘氏は、2001年8月から2012年8月まで秋田酒類製造㈱の代表取締役社長を務めておりました。 同社と当行との間には、通常の銀行取引があります。	諸橋正弘氏は、県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立役員として客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努めてこられました。 企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員としております。
5	小林憲一氏は、2008年4月から2010年4月まで公益財団法人あきた企業活性化センターの理事長、2010年6月から2017年6月まで秋田県信用保証協会の会長を務めておりました。 両団体と当行との間には、通常の銀行取引があります。	小林憲一氏は、秋田県の企画振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。 直接会社経営に関与したことはありませんが、高い人格と地方行政における豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員としております。
6		面山恭子氏は、弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、同候補者は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員としております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。